

平成 22 年度 決算に係る

定期監査調書

平成 23 年 7 月

中部総合事務所福祉保健局



目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
(1)	指摘事項	
(2)	監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	8頁
8	収入事務処理状況調べ	9頁
(1)	分担金及び負担金	
(2)	使用料	
(3)	手数料	
(4)	財産収入	
(5)	諸収入	
(6)	現気温の取扱状況	
9	収入未済額調べ	12頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	14頁
11	不納欠損額調べ	14頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	15頁
(1)	負担金	
(2)	補助金	
(3)	交付金	
(4)	委託料	
13	工事請負費調べ	21頁
14	財産に関する調べ	22頁
(1)	公有財産	
(2)	金券類の受払状況	
(3)	債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	23頁
(1)	土地及び建物	
(2)	物品	
16	借受不動産明細調べ	23頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	23頁
(1)	職員住宅	
(2)	職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	23頁
19	寄附物件の受納状況調べ	23頁
20	備品の処分状況調べ	23頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	23頁

[福祉保健局共通個別事項]

22 介護保険・介護サービス事業の状況	24頁
(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
23 障害福祉サービス事業の状況	26頁
(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
24 福祉等の相談状況	28頁
(1) 福祉と保健に関する相談状況	
(2) 心と女性に関する相談状況	
(3) 高齢者虐待に関する相談状況	
25 障がい者福祉の状況	28頁
(1) 身体障がい者福祉の状況	
(2) 知的障がい者福祉の状況	
(3) 精神障がい者福祉の状況	
26 児童福祉の状況	30頁
(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
(2) 母子世帯の施設入所状況	
27 母子及び寡婦福祉業務の状況	32頁
(1) 母子自立支援員活動状況	
(2) 母子自立支援プログラム策定員活動状況	
(3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
28 生活保護業務	35頁
(1) 保護申請等の状況	
(2) 保護の状況	
29 社会福祉法人等に対する指導監査の状況	36頁
30 健康に関する事業の実施状況	39頁
(1) 健康づくり文化創造事業	
(2) 女性の健康づくり支援事業	
(3) 母子保健事業	
(4) 思春期保健事業	
(5) 母子医療給付状況	
(6) 特定不妊治療助成金交付事業	
(7) 食育推進普及事業	
(8) 健口食育プロジェクト事業	
(9) 地域歯科保健関係者研修会	
31 医療施設等の検査等の状況	44頁
(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
(2) 薬事監視の状況	
32 感染症等に関する業務の状況	46頁
(1) 結核予防の状況	
(2) 感染症の発生等の状況(結核を除く)	
(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	

33	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	47頁
34	難病患者の状況	47頁
35	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	48頁
36	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況 (1) 内容別相談状況 (2) 判定状況	48頁
37	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	49頁
38	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況 (1) 内容別相談状況 (2) 判定状況	49頁
39	意見、要望等 (1) 業務に関する意見・要望等 (2) 監査委員事務局に対する要望等	50頁



1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課 名	係（担当）名	課 の 主 な 所 掌 事 務
福祉企画課	指導支援係	(1)社会福祉施設及び児童福祉施設に関すること (2)福祉のまちづくりの推進に関すること (3)社会福祉統計に関すること
	高齢者支援係	(1)介護保険に関すること (2)民生委員及び児童委員に関すること (3)老人の福祉に関すること
福祉支援課	保護係	(1)生活保護に関すること (2)生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること (3)行旅病人及び行旅死亡人に関すること
	母子支援係	(1)児童の福祉に関すること (2)母子及び寡婦の福祉に関すること (3)助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること
障がい者支援課	障がい者支援係	(1)身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関すること (2)障がい者福祉に係る連絡調整に関すること (3)身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所に関すること
	心と女性の相談室	(1)精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること (2)要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること (3)ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること (4)婦人相談所に関すること
健康支援課	医薬・疾病対策室係	(1)医療法及び薬事法の施行に関すること (2)麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること (3)感染症その他の疾病的予防に関すること
	健康づくり支援係	(1)健康増進対策に関すること (2)生活習慣病の対策に関すること (3)栄養の改善及び指導に関すること (4)歯科保健に関すること

## 4. 職員の定員、現員調べ

(平成23年4月1日現在)

区分 種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該 年度	22.4.1 現在	当該 年度	22.4.1 現在	当該 年度	22.4.1 現在	当該 年度	22.4.1 現在	
定員	27	28	15	15	1	1	43	44	
現員	(3) 30	(4) 32	(0) 15	(0) 14	(1) 1	1	(4) 46	(4) 47	・実員42　・育児休業職員2 ・自己啓発休業1　・休職1 ・欠員△1　・過員(産休)1 計(現員)46
過不足(△)	+3	+4	-	△1	-	-	+3	+3	
臨時職員	-	-	-	-	-	-	-	-	
非常勤職員	11	8	4	3	-	-	15	11	・就労支援専門員1 ・母子自立支援員1 ・母子寡婦福祉資金償還協力員1 ・歯科衛生士1 ・事務非常勤8 ・嘱託医師3

注 育児休業、休職中の職員についても現員に含め、その人数を上段に( )書きしている。

## 5 役付職員の調べ

(平成23年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
福祉保健局長	(兼) 渡部 哲哉	1年 3月	業務 中部福祉事務所長、中部身体障害者更生相談所長、中部知的障害者更生相談所長、婦人相談所次長
副局長	(兼) 澤谷 弘道	一 3	業務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事
副局長	(兼) 吉田 良平	5 一	業務 倉吉保健所長、中部身体障害者更生相談所参事、中部総合事務所生活環境局副局長
福祉企画課 課長補佐	(兼) 宮脇 瞳子	一 3	業務 中部福祉事務所主幹、倉吉保健所主幹
福祉支援課 課長	(兼) 井上 和之	2 3	業務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事
" 課長補佐	(兼) 田村 照幸	1 3	業務 中部福祉事務所主幹、倉吉保健所主幹
障がい者支援課 課長	(兼) 花川 治応	一 3	業務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事、中部身体障害者更生相談所参事、中部知的障害者更生相談所参事、婦人相談所参事
" 課長補佐	(兼) 大下 早苗	1 3	業務 中部福祉事務所主幹、倉吉保健所主幹、中部身体障害者更生相談所主幹、中部知的障害者更生相談所主幹
" 室長	(兼) 米原 祐子	2 3	業務 中部福祉事務所主幹、倉吉保健所主幹、中部身体障害者更生相談所主幹、中部知的障害者更生相談所主幹、婦人相談所主幹
健康支援課 課長	(兼) 梶川 敦子	4 一	業務 倉吉保健所参事
" 課長補佐	(兼) 福村 郁雄	一 3	業務 倉吉保健所主幹
" 課長補佐	(兼) 角野 幸恵	1 3	業務 倉吉保健所主幹
" 室長	(兼) 坂本 裕子	一 3	業務 倉吉保健所主幹

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要																																																																							
民生児童委員の一斉改選事業 決算（見込）額 一般財源 143千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>平成22年度は、民生児童委員の任期の3年が満了することから、一斉改選を行い、適任者を選任する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年12月1日に民生児童委員の一斉改選を実施し、319名（うち新任121名）の民生児童委員等の委嘱を行った。</li> <li>平成22年12月1日、倉吉交流プラザにおいて新任民生委員児童委員研修会を行った（参加者125名）。</li> <li>平成23年3月18日、中部民生児童委員協議会理事会において、民生児童委員活動に関する意見交換を行った。</li> </ul> <p>&lt;主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員の活動を県民にPRしてほしい（新聞広告等）。</li> <li>・転入者等に担当の民生児童委員を周知してほしい。</li> </ul> <p>&lt;中部地区の民生児童委員・主任児童委員の委嘱状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th><th colspan="2">定数及び現員（人）</th><th colspan="2">平均年齢（歳）</th><th colspan="2">最高齢（歳）</th><th colspan="2">最年少（歳）</th></tr> <tr> <th>民生委員</th><th>主任児童</th><th>民生委員</th><th>主任児童</th><th>民生委員</th><th>主任児童</th><th>民生委員</th><th>主任児童</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉吉市</td><td>136</td><td>26</td><td>63.9</td><td>56</td><td>78</td><td>69</td><td>53</td><td>41</td></tr> <tr> <td>三朝町</td><td>33</td><td>2</td><td>64.8</td><td>63</td><td>74</td><td>72</td><td>53</td><td>53</td></tr> <tr> <td>湯梨浜町</td><td>46</td><td>3</td><td>63.0</td><td>62</td><td>76</td><td>69</td><td>32</td><td>53</td></tr> <tr> <td>琴浦町</td><td>62</td><td>3</td><td>63.2</td><td>67</td><td>73</td><td>69</td><td>41</td><td>63</td></tr> <tr> <td>北栄町</td><td>42</td><td>3</td><td>62.9</td><td>63</td><td>73</td><td>65</td><td>48</td><td>61</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>319</td><td>37</td><td>63.6</td><td>58</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 定数と現員は同数である。</p> <p>イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者研修会の内容を見直し、「民生児童委員の具体的な活動事例」に関して、前中部民生児童委員協議会会长の事例発表をいただいた。</li> </ul> <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数どおりの委員を配置することができた。</li> <li>・研修や意見交換を通じ、民生児童委員に活動についての理解を深めていただくとともに課題について委員、町と認識を共有できた。</li> </ul> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意識の変化や個人情報保護の過剰な対応などにより活動への負担が増加しており新たな委員を探すのが難しくなっている。</li> <li>・民生児童委員の活動内容が住民に知られていない。 → 市町・県民協等と連携し、広報活動を進める。</li> <li>・新任委員が3分の1を占めているためスキルアップが必要。 → 新任者研修を行うとともに委員相互の意見交換会等を実施する。</li> </ul>	市町名	定数及び現員（人）		平均年齢（歳）		最高齢（歳）		最年少（歳）		民生委員	主任児童	民生委員	主任児童	民生委員	主任児童	民生委員	主任児童	倉吉市	136	26	63.9	56	78	69	53	41	三朝町	33	2	64.8	63	74	72	53	53	湯梨浜町	46	3	63.0	62	76	69	32	53	琴浦町	62	3	63.2	67	73	69	41	63	北栄町	42	3	62.9	63	73	65	48	61	合計	319	37	63.6	58				
市町名	定数及び現員（人）		平均年齢（歳）		最高齢（歳）		最年少（歳）																																																																	
	民生委員	主任児童	民生委員	主任児童	民生委員	主任児童	民生委員	主任児童																																																																
倉吉市	136	26	63.9	56	78	69	53	41																																																																
三朝町	33	2	64.8	63	74	72	53	53																																																																
湯梨浜町	46	3	63.0	62	76	69	32	53																																																																
琴浦町	62	3	63.2	67	73	69	41	63																																																																
北栄町	42	3	62.9	63	73	65	48	61																																																																
合計	319	37	63.6	58																																																																				

## 6 主な事業に関する調べ

事業名	概要
被保護者世帯の自立支援 決算(見込)額 一千円	<p><b>ア 目的及び事業の実施状況</b></p> <p>(ア) 目的 生活保護世帯に対して、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、経済的な要因等により自立が困難であることから、これらの世帯に対し、就労支援や他法他施策の活用による積極的な支援を行い自立を促す。</p> <p>(イ) 事業の実施状況            ①被保護世帯の中で、一般就労可能で支援が必要な方を選定し、就労支援専門員が地区担当者やハローワークとの連携の基に継続的・重点的に就労支援を行った。            [就労支援専門員による被保護者への就労支援]            支援対象者 43人…就労した方 24人、継続支援中 16人、その他 3人(保護廃止)              ②障害者年金等が受給可能な方に対しては、町の地域障害者支援センター等関係機関と連携を図り、申請の支援等を行った。</p> <p>イ 平成22年度実施に当たり改善等に取り組んだ点 ケースワーカーの資質向上を図るために、従前から生活保護事務のケース研究会を開催しているところである。平成23年度に福祉事務所設置予定の湯梨浜町及び北栄町に対する支援を契機に、倉吉市福祉事務所と合同でケース研究会を開催し、両町にも参加してもらった。</p> <p>ウ 成果            ・就労支援専門員により43人を就労支援した結果、就労した方は24人であった。            ・平成22年度中の保護廃止が42ケースであったが、就労や他方・他施策の活用により保護廃止に至ったケースは17ケース(就労…8、他方・他施策の活用…9)であった。</p> <p>エ 課題            ①地域的に就労の場が少なく、特に中高年の就労先確保が困難である。              ②生活保護を受けることにより最低限の生活が保障されるため、就労に対する意欲を持続させることが難しい場合がある。</p>
町福祉事務所の設置に向けた支援 決算(見込)額 一千円	<p><b>ア 目的及び事業の実施状況</b></p> <p>(ア) 目的 平成23年4月に町福祉事務所を設置する湯梨浜町及び北栄町が、生活保護等の事務を円滑に遂行できるよう支援する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況            ①町への支援として、町職員の受け入れ研修            各町3名の職員に県職員の兼務辞令を発し、各町から1名を研修生として当局福祉支援課に受け入れ、生活保護のケースワーカーとしての実務研修を行った。            受入期間 湯梨浜町…6月～3月、北栄町…6月～12月              ②合同の研究会・研修会の開催            ケース研究会、他法・他施策に関する研修会を倉吉市福祉事務所と合同で実施し、湯梨浜町、北栄町の担当職員にも参加してもらった。 実施回数…14回</p> <p>イ 平成22年度実施に当たり改善等に取り組んだ点 町福祉事務所が円滑に設置できるよう生活保護事務合同ケース研究会を開催した。</p> <p>ウ 成果            町福祉事務所に生活保護等の事務を引き継ぎ、町福祉事務所としての業務が円滑にスタートした。              なお、平成23年度当初より両町福祉事務所に対しては、町と県との協定により当局職員が支援職員として駐在及び巡回により支援している。また、就労支援専門員についても、両町の被保護者に対する就労支援を行っている。</p> <p>エ 課題            管内の福祉事務所が2か所から4か所に増加したため、生活保護等の業務に関し、共通のルール作りや連携を深めることが必要。</p>

6 主な事業に関する調べ

事 業 名	概 要														
農福連携モデル事業	<p>ア 目的及び事業の実施状況（平成22年～23年度事業）</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の新たな就労の場として農業分野を開拓し、事業所利用者の工賃アップを図る。</li> </ul> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>【事業の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事務所内で福祉保健局と農林局が連携して、農業分野の開拓と障がい者事業所の就労支援を行う。</li> <li>・事業所と農家の受委託を支援するマッチング業務は、鳥取県厚生事業団に委託。</li> </ul> <p>【事業の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が受託可能な農作業のリストアップ→受託農家の掘り起こし（需要聴取）→農作業カルテの作成→マッチングセンターによる事業所への情報提供・調整→農家と事業所の受委託・契約</li> </ul>														
決算（見込）額															
一般財源															
10千円															
緊急雇用分 (非常勤職員 雇用分)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実績数</th> <th>協力農家数</th> <th>実施事業所</th> <th>参加障がい者数</th> <th>実施作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22件</td> <td>実11農家 延べ22農家</td> <td>9事業所 延べ34事業所</td> <td>延べ949名</td> <td>らっきょう・白ネギ等の草取り、 にんにくの分球、サツマイモの 収穫、集草や片付け等</td> </tr> </tbody> </table>					実績数	協力農家数	実施事業所	参加障がい者数	実施作業	22件	実11農家 延べ22農家	9事業所 延べ34事業所	延べ949名	らっきょう・白ネギ等の草取り、 にんにくの分球、サツマイモの 収穫、集草や片付け等
実績数	協力農家数	実施事業所	参加障がい者数	実施作業											
22件	実11農家 延べ22農家	9事業所 延べ34事業所	延べ949名	らっきょう・白ネギ等の草取り、 にんにくの分球、サツマイモの 収穫、集草や片付け等											
ふるさと雇用分 (マッチングセ ンター委託料)	<p>*実施事業所には、利用者に障がい者が多い生活保護法救護施設（ゆりはま大平園）を含む。</p> <p>【事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PT連絡調整会議、総合事務所農福データベースの活用等で情報共有を図った。</li> <li>・事業所に対して農業班編成の状況確認のためのアンケート実施、PTだよりの発行、事業所訪問による情報提供等を行った。</li> <li>・ケーブルテレビや研修等により広く一般に向けて周知・啓発を行った。</li> </ul> <p>イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度新規事業</li> </ul> <p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を通じて各事業所の農業への参入意志が確認できた。</li> <li>・事業を活用した事業所はいずれも、今後も作業を受託したいと前向きな考え。多くの事業所が工賃アップにつながった（農業他作業含めて、月3,000円／人程度のアップ）</li> <li>・作業を依頼した農家の反応はおおむね良好で、23年度も依頼予定。利用者のモチベーションも高い。また、事業を通じて農家の障がい者に対する理解が進み、擁護や保護の対象というより、地域の労働力と捉えるようになった。</li> </ul> <p>エ 課 題</p> <p>【成果は得られたが、さらに経済的・効率的な方法が考えられる事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所職員の意識や資質（受託作業を行う心構え、施設外作業を支援するスキル等）にバラつきがあった→実態を把握し、作業実施後の評価を行う等の支援を行う。</li> <li>・事業所の作業要望と実際の作業内容とのミスマッチング（例：〈農家〉日中の暑い時間は避けたい、土日を希望。〈事業所〉簡単な作業・持ち込み作業を希望）があった→農林局を中心に新たな作業の掘り起こしを行う。</li> <li>・事業所が農家に直接求職活動が行えるよう、受託可能な作業のリスト作成を行う。</li> <li>・事業終了後も就業・生活支援センター等に、農作業情報の集約や農家及び事業所の調整機能を維持することが望ましいと考えるが、今後、協議が必要である。</li> </ul>														

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要												
自殺対策推進事業 決算(見込)額 1,005千円 (財源内訳) その他1,005千円(基金)	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア)目的 自殺に関する正しい知識を普及させるとともに、うつ病の早期発見により自殺予防を図る。</p> <p>(イ)事業の実施状況 平成21年度から、うつ病の9割以上に見られる症状「睡眠障害」に着目し、うつ病の早期発見早期治療を図ることによって自殺予防を推進することを目的に、自殺対策事業「眠れていますか?睡眠キャンペーン」を1市4町及び当局と共同で取り組んでいる。</p> <p>《22年度の当局の取組内容》</p>												
眠れていますか?睡眠キャンペーン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①1市4町 講演会研修</td><td>6月:「よりよい眠りのために~快眠のコツ~」 9月:「不眠どうつの関係~診察場面でよくあるQ&amp;A」 10月:「老年期のこころの問題~精神疾患を疑う高齢者への対応~」 参加者 133人 参加者 121人 参加者 55人</td></tr> <tr> <td>②DVD作成</td><td>人形劇「眠れなくなったお父さんヒツジ(人形劇サークルてっぽんかっぽん)」(委託) TCC自殺予防番組作成</td></tr> <tr> <td>③イメージキャラクター等</td><td>睡眠キャンペーンイメージキャラクター・シンボルマーク作成(委託)</td></tr> <tr> <td>④モデル事業</td><td>1月:「三朝町眠りで気づく☆こころの健康モデル事業」を開始 ・モデル集落において講演会の開催。 ・高齢者への睡眠障害による、ハイリスク者の早期発見と介入。</td></tr> <tr> <td>⑤ステッカーによる啓発</td><td>市町公用車にステッカーを貼り啓発(6月・9月・12月・3月)</td></tr> </tbody> </table>	項目	概要	①1市4町 講演会研修	6月:「よりよい眠りのために~快眠のコツ~」 9月:「不眠どうつの関係~診察場面でよくあるQ&A」 10月:「老年期のこころの問題~精神疾患を疑う高齢者への対応~」 参加者 133人 参加者 121人 参加者 55人	②DVD作成	人形劇「眠れなくなったお父さんヒツジ(人形劇サークルてっぽんかっぽん)」(委託) TCC自殺予防番組作成	③イメージキャラクター等	睡眠キャンペーンイメージキャラクター・シンボルマーク作成(委託)	④モデル事業	1月:「三朝町眠りで気づく☆こころの健康モデル事業」を開始 ・モデル集落において講演会の開催。 ・高齢者への睡眠障害による、ハイリスク者の早期発見と介入。	⑤ステッカーによる啓発	市町公用車にステッカーを貼り啓発(6月・9月・12月・3月)
項目	概要												
①1市4町 講演会研修	6月:「よりよい眠りのために~快眠のコツ~」 9月:「不眠どうつの関係~診察場面でよくあるQ&A」 10月:「老年期のこころの問題~精神疾患を疑う高齢者への対応~」 参加者 133人 参加者 121人 参加者 55人												
②DVD作成	人形劇「眠れなくなったお父さんヒツジ(人形劇サークルてっぽんかっぽん)」(委託) TCC自殺予防番組作成												
③イメージキャラクター等	睡眠キャンペーンイメージキャラクター・シンボルマーク作成(委託)												
④モデル事業	1月:「三朝町眠りで気づく☆こころの健康モデル事業」を開始 ・モデル集落において講演会の開催。 ・高齢者への睡眠障害による、ハイリスク者の早期発見と介入。												
⑤ステッカーによる啓発	市町公用車にステッカーを貼り啓発(6月・9月・12月・3月)												
啓発等	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①担当者会</td><td>自殺対策に係るネットワークの構築及び情報交換等を目的に、精神保健福祉センター原田所長を助言者に、市町の自殺担当者との連絡会を開催(5回)。</td></tr> <tr> <td>②対面型相談</td><td>こころの健康と暮らしの法律相談(ハローワーク1回・琴浦図書館3回)相談者5名(債務等)</td></tr> <tr> <td>③リーフレット作成配布</td><td>「9月10日~16日は自殺予防週間です」のリーフレットを2,000部作成し、街頭キャンペーン・講演会で配布</td></tr> <tr> <td>④街頭キャンペーン等</td><td>9月:自殺予防週間に市町と協力して街頭キャンペーンを実施し、ファイル・リーフレットを配布 3月:自殺対策強化月間に市町においてリーフレットを配布</td></tr> </tbody> </table>	①担当者会	自殺対策に係るネットワークの構築及び情報交換等を目的に、精神保健福祉センター原田所長を助言者に、市町の自殺担当者との連絡会を開催(5回)。	②対面型相談	こころの健康と暮らしの法律相談(ハローワーク1回・琴浦図書館3回)相談者5名(債務等)	③リーフレット作成配布	「9月10日~16日は自殺予防週間です」のリーフレットを2,000部作成し、街頭キャンペーン・講演会で配布	④街頭キャンペーン等	9月:自殺予防週間に市町と協力して街頭キャンペーンを実施し、ファイル・リーフレットを配布 3月:自殺対策強化月間に市町においてリーフレットを配布				
①担当者会	自殺対策に係るネットワークの構築及び情報交換等を目的に、精神保健福祉センター原田所長を助言者に、市町の自殺担当者との連絡会を開催(5回)。												
②対面型相談	こころの健康と暮らしの法律相談(ハローワーク1回・琴浦図書館3回)相談者5名(債務等)												
③リーフレット作成配布	「9月10日~16日は自殺予防週間です」のリーフレットを2,000部作成し、街頭キャンペーン・講演会で配布												
④街頭キャンペーン等	9月:自殺予防週間に市町と協力して街頭キャンペーンを実施し、ファイル・リーフレットを配布 3月:自殺対策強化月間に市町においてリーフレットを配布												
	<p>イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 ・住民にわかりやすい啓発媒体を作成した。(DVD・イメージキャラクター) ・市町と連携を図り共同講演会の開催や市町の自殺対策(講演会・広報チラシ作成に係る)支援を行った。</p> <p>ウ 成果 ・睡眠キャンペーンでは市町・県の連携により相互の情報交換が行われ、市町の自殺対策の積極的な取組につながった。 ・共同講演会等の啓発活動により「睡眠障害やこころの相談の話」を初めて聞かれた方が参加者の3分の1あり、少しずつではあるが理解が深まっている。 ・中部でのモデル事業の成果が評価され、平成23年度から同事業を全県的に行うことになった。</p> <p>エ 課題 ・自殺要因の分析と対応等の検討。 ・住民に身近な市町における活動の充実。</p>												

## 6 主な事業に関する調べ

事業名	概要
わが社の健康づくりモデル事業 決算(見込)額 ＝ 千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア) 目的 社員の健康づくりのための具体的な目標を設定し、健康づくりに取り組む事業所を県がモデル事業所として指定し、目標達成に向けて支援を行う。その結果を他の事業所に情報発信することにより健康づくりへの機運を高めていただく。(平成20年度から22年度までのモデル事業)</p> <p>(イ) 事業の実施状況(平成20年度～22年度) モデル事業所 株式会社エナテクス(社員数22名・電気工事業) 【東伯郡北栄町田井651-1】</p> <p>&lt;健康づくりへの改善目標&gt; 【達成目標】社員ひとり一人が自分自身の健康づくりのためのステップアップを図る。 【具体的改善目標】①喫煙者の割合を半減する。 ②メタボリックシンドロームの予備軍・該当者の割合を減らす。 ③健康づくりのための運動習慣を持つ者を増やす。</p>

項目	事業の概要	実施回数	参加者数	目標の達成状況	
喫煙者対策 (対象者: 9名)	個別面接指導	自己の喫煙状況の振り返り及びスマーカーライザーによる一酸化炭素濃度の測定により現状認識してもらい、約6か月ごとに禁煙支援を実施した。	4回	25人	
	研修会	・講話「あなたの卒煙応援します～最近の話題も」 ・体験談「私はこうして卒煙しました」 タバコの害についての知識の習得及び卒煙者からのメッセージにより、卒煙への関心を深めることができた。	1回	6人	
	卒煙証書の授与	卒煙者に対し、社長及び福祉保健局から証書を授与した。	1回	1人	
	支援レターの送付	禁煙継続中及びチャレンジ中の方へ、家族から禁煙継続に対する協力を得るため、事業所及び面接指導者が本人の自宅に支援レターを送付した。	1回	3人	
メタボリックシンドローム対策 (対象者: 6名)	個別面接指導	・初回時の健康診断結果をもとに生活習慣の振り返り及び改善目標の設定への支援を行った。 ・3か月ごとの面接で実践内容の評価を行い、目標を実現可能なものに再設定することにより、行動変容を促した。	6回	33人	・個別支援により、メタボリックシンドロームの健康に対する影響を理解してもらった。 ・食事量や飲酒量を減らし野菜摂取を心がけたり、通勤方法を自家用車から自転車に変更するといった行動変容が見られた。 ・体重やBMIの減少がみられ、健康状態がよくなかったとの感想もあった。
運動不足対策 (対象者: 社員全員22名)	健康づくり学習会	・運動の基礎知識や効果的なウォーキングの方法を学び、日々の生活で実践してもらった。 ・体力測定をとおして、自己の健康増進・維持への意識付けを行い、運動へのきっかけづくりとなった。	6回	103人	・学習会を通して、運動の大切さや気持ちよさを実感できた。 ・全く運動したことのない方の割合が減少した。 ・社員が「自分の健康は自分で守る」という意識を持つことができた。
	イ 平成22年度実施に当たり改善等に取り組んだ点	・鳥取中央有線放送株式会社(TCC)の取材を通じて、モデル事業の取組を、他の事業所へ情報発信する工夫を行った。			
	ウ 成果	・健康づくりを継続してもらうため、3年間のモデル事業の報告書を作成し、社員を対象に報告会を行った。報告会の実施により、さらなる健康意識の啓発につながった。 ・今後の事業所の取組や健康づくりに向けた社員の仲間づくり・風土づくりの必要性といった課題があることを事業所として認識できた。 ・3年間の支援に対し、事業所の社長から福祉保健局に感謝状が贈られた。			
	エ 課題	・社内での活動を、他の企業等へ波及させが必要である。			

## 7 収入証紙取扱額調べ

(平成23年3月31日現在)

収入科目				件数	単価(円)	収納はりつけ額(円)	備考
目	節	細節	種別				
民生手数料	社会福祉手数料	老人保健施設開設許可等手数料	介護老人保健施設の変更の許可	1	33,000	33,000	(13の2)
			計(節)	1		33,000	
			目計	1		33,000	
衛生手数料	衛生事業許可等手数料(医療政策課分)		准看護師の免許	11	5,600	61,600	(19)
			准看護師免許証の書換え交付	6	3,400	20,400	(23)
			准看護師免許証の再交付	3	4,100	12,300	(24)
			病院の検査	3	43,000	129,000	(26)ア
			衛生検査所の登録証明書の書換交付	1	8,200	8,200	(49)
		医療政策課分 小計		24		231,500	
	衛生事業許可等手数料(医療指導課分)		毒物又は劇物の販売業の登録の更新	22	6,400	140,800	(30)イ
			毒物劇物取扱者試験の実施	16	10,500	168,000	(31)
			毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	2	2,400	4,800	(33)
			覚せい剤原料取扱者の指定	3	11,500	34,500	(40)ア
			麻薬卸売業者の免許	1	14,600	14,600	(41)ア
			麻薬小売業者等の免許	121	3,900	471,900	(41)イ
			薬局の開設の許可の更新	12	11,000	132,000	(51)
			医薬品の販売の許可	8	29,000	232,000	(52)
			医薬品の販売の許可の更新	2	11,000	22,000	(53)
			配達販売従事者の身分証明書の交付	21	7,100	149,100	(55)ア
			配達販売従事者の身分証明書の書換え交付	6	2,000	12,000	(55)イ
			一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施	29	14,000	406,000	(55の2)
			医薬品の販売又は授与に従事する者の登録	15	7,100	106,500	(55の3)
			高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可	2	29,000	58,000	(55の4)
			高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新	16	11,000	176,000	(55の5)
			薬局製造販売業の許可の更新	4	4,000	16,000	(55の9) 1 (3)
			薬局製造業の許可の更新	4	5,600	22,400	(57) 1 (4)
			医薬品販売業等の許可証の書換え交付	3	2,000	6,000	(65)
			販売従事登録証の書換え交付	3	2,000	6,000	(66の3)
	医療指導課分 小計		290		2,178,600		
	衛生事業許可等手数料(子育て支援総室分)	受胎調節実地指導員の指定証の交付	3	4,000	12,000	(70)	
		受胎調節実地指導員の指定証の訂正	1	2,400	2,400	(72)	
	子育て支援総室分 小計		4		14,400		
	計(細節)		318		2,424,500		
栄養士免許等手数料	栄養士免許		栄養士の免許	17	5,600	95,200	(67)
			栄養士免許証の書換え交付	8	3,200	25,600	(68)
	計(細節)		25		120,800		
	計(節)		343		2,545,300		
	目計		343		2,545,300		
合計			344		2,578,300		

(注) 備考欄は、「鳥取県手数料収支実績」第2条の号数である。

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金

取 入 科 目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節	細節						
民生費負担金	児童福祉費負担金	児童措置費負担金	14	37,700	36,100	0	1,600	児童福祉法
	社会福祉費負担金	羽合ひかり園負担金	55	995,500	320,000	0	675,500	知的障害者福祉法
	目 計		69	1,033,200	356,100	0	677,100	
衛生費負担金	公衆衛生費負担金	母子衛生費負担金	41	1,059,800	1,059,800	0	0	母子保健法
	目 計		41	1,059,800	1,059,800	0	0	
	合 計		110	2,093,000	1,415,900	0	677,100	

(2) 使用料  
該当なし

取 入 科 目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節	細節						
手数料	衛生手数料	衛生試験検査手数料	62	26,040	26,040	0	0	鳥取県保健所条例
	合 計		62	26,040	26,040	0	0	

(4) 財産収入  
該当なし

## (5) 諸収入

(平成23年3月31日現在)

(単位:円)

(-般会計)

目	科 目 節	細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
雜 入	コピ一代		9	160	160	0	0	中部総合事務所納税証明書等のコピーに係る処理要領	
	平成21年度介護職員処遇改善交付金にかかる返納金		6	1,038,752	1,038,752	0	0	介護職員処遇改善交付金事業実施要領	長寿社会課分
	平成21年度介護職員処遇改善交付金にかかる返納金		3	400,789	400,789	0	0	介護職員処遇改善交付金事業実施要領	障がい福祉課分
	高等技能訓練促進費過支給返納		4	80,000	0	0	80,000	母子及び寡婦福祉法	
	保護費収金及び返還金(返還金)		287	2,934,201	1,447,332	0	1,486,869	生活保護法第63条	
	保護費収金及び返還金(微収金)		355	3,822,826	994,390	0	2,828,436	生活保護法第78条	
	合 計		664	8,276,728	3,881,423	0	4,395,305		

(平成23年3月31日現在)

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(単位:円)

収入科目		細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節								
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	3,015	29,779,146	21,074,604	0	8,704,542	母子及び寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金元利収入	150	1,536,687	1,231,483	0	305,204	同上	
	目 計		3,165	31,315,833	22,306,087	0	9,009,746		
雑 入	雑 入	母子福祉資金貸付金雜入 寡婦福祉資金貸付金雜入	80 0	257,522 0	3,850 0	0	253,672	母子及び寡婦福祉法	
	目 計		80	257,522	3,850	0	253,672	同上	
	合 計		3,245	31,573,355	22,309,937	0	9,263,418		

(6) 現金の取扱状況  
ア 現金取扱状況

収入科目(節)		収入済額	備考
衛生手数料		26,040	文書手数料
雑入		1,160	コビ一代 160円、生活保護費徴収金 1,000円
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入		1,590,517	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入
合 計		1,617,717	

イ つり餞の状況 該当なし

9 収入未済額調べ  
(一般会計)

(平成23年3月31日現在)  
(単位:円)

区分		過年度				現年度				収入未済額		
		前年度以前から の繰越額		左のうち 収入済額	不 納 欠損額	収入 未 済 額 A	収入未済額 19年度 以前	収入未済額 20年度	収入未済額 21年度	調定額	収入未済額 A+B	未収理由
民生費 負担金	児童福祉費 負担金	児童措置費負担金	0	0	0	0	0	0	37,700	36,100	1,600	収入年月日 平成23年4月12日
	社会福祉費 負担金	羽合ひかり園負担金	995,500	320,000	0	675,500	675,500	0	0		675,500	分割回収中
	目 計		995,500	320,000	0	675,500	675,500	0	0	37,700	36,100	1,600
雑 入	高等技能訓練促進 費過支給返納		0	0	0	0	0	0	0	80,000	0	80,000 生活困窮のため
	保護費収金及び 返還金(返還金)	1,048,335	28,900	0	1,019,435	797,083	53,752	168,600	1,885,866	1,418,432	467,434	1,486,869 同上
	保護費収金及び 返還金(徴収金)	2,890,101	293,400	0	2,596,701	1,485,860	602,041	508,800	932,725	700,990	231,735	2,828,436 同上
目 計		3,938,436	322,300	0	3,616,136	2,282,943	655,793	677,400	2,898,591	2,119,422	779,169	4,395,305
合 計		4,933,936	642,300	0	4,291,636	2,958,443	655,793	677,400	2,936,291	2,155,522	780,769	5,072,405

## (母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(平成23年3月31日現在)

(単位:円)

区分			過年度				現年度				
			収入額		収入未済額		収入額		収入未済額		
目	節	細節	前年度 以前から の繰越額	在のうち 収入額	不納 未済額 A	19年度 以前	20年度	21年度	調定額	収入額	未済額 B
母子寡婦 福祉資金 貸付金 元利収入	母子福社資金貸付金 元利収入	母子福社資金貸付金 元利収入	7,639,059	1,432,764	0	6,206,295	4,904,276	598,794	703,225	22,140,087	19,641,840
	寡婦福社資金貸付金 元利収入		163,325	163,325	0	0	0	0	1,373,362	1,068,158	305,204
	目 計		7,802,384	1,596,089	0	6,206,295	4,904,276	598,794	703,225	23,513,449	20,709,998
	総 入	母子福社資金貸付金 雜 入	250,612	570	0	250,042	250,042	0	0	6,910	3,280
	目 計		250,612	570	0	250,042	250,042	0	0	6,910	3,280
	合 計		8,052,996	1,596,659	0	6,456,337	5,154,318	598,794	703,225	23,520,359	20,713,278
										2,807,081	9,263,418

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ  
(一般会計)

収入科目			債権管理事務取扱要領の作成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
民生費負担金	社会福祉費負担金	羽合ひかり園負担金	無	(1)債務者・両親は年金管理が困難なため、施設等に管理を委託するよう指導。 (2)当局は施設と年間の償還計画を協議。 (3)累積金状況等に応じて償還額を増額。	・過年度分の返還が一部履行された。  【過年度分返還実績】 35件 320,000円
雑入	雑入	高等技能訓練促進費過支給返納	無	(1)督促及び電話・訪問による催告の実施。 (2)平成22年5月に分割納付を承認したが、生活困窮のため、平成22年11月に分割納付を再承認。 (3)本人は学生、本人の母は入院中、本人の祖母は病気療養中であり、世帯の収入がない状態。	・返還は履行されてない ・生活状況を把握し、納付を促す。
		保護費徴収金及び返還金	無	(1)督促及び電話・訪問による催告の実施。 (2)保護係長を分任出納員に任命し、徴収業務に当たらせた。 (3)履行が滞っている債務者については、課長・課長補佐との同行により強く履行を求めた。	・過年度分の返還が一部履行された。  【過年度分返還実績】 35件 322,300円

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

収入科目			債権管理事務取扱要領の作成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	有	(1)滞納初期段階における迅速な生活状況の把握及び償還指導の実施 (2)滞納者を納付状況別に分類し、滞納者個々に応じた徴収方法の検討。 (3)滞納者への分割納付指導。 (4)貸付決定時及び最終学年 在学時における借主及び連帯借主に対する償還指導 (5)月賦償還、口座振替の推進 (6)平成23年度からは、債権回収会社・弁護士委託による債権回収を実施。	・滞納初期段階において、借主の生活状況等を早期に把握し、償還指導等を行うことにより、多額の滞納金の発生を防ぐことができた。 ・借主及び連帯借主と貸付時及び最終学年 在学時に面接することにより、償還に対する意識付けをすることができ、滞納金の発生を未然に防ぐにつながった。
		寡婦福祉資金貸付金元利収入			【過年度分返還実績】 元利収入 1,596,089円 雑入 1件 570円
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入			

11 不納欠損額調べ

該当なし

## 12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

## (1) 負担金

(平成23年3月31日現在)

(単位:円)

予算科目 (目)	予算額 令達額	負担金の 名称	支出先	負担率	支出年月日	支出 金額	支出の根拠法令名等 (規約、要領等を含む)	備考
社会福祉総務費 (支出額が10万円 未満のもの)	60,000				H22.5.19	60,000		3保健所 持ち回り
目 計	60,000					60,000		
身体障害者福祉費 (支出額が10万円 未満のもの)	7,000				H22.9.17	7,000		
目 計	7,000					7,000		
知的障害者福祉費 (支出額が10万円 未満のもの)	8,000				H22.9.15	8,000		
目 計	8,000					8,000		
合 計	75,000					75,000		

## (2) 補助金

予算科目 (児童福祉総務費)

① 国補分 該当なし

(平成23年3月31日現在)

(単位:円)

② 単県分

補助金等の名称 (補助金等の創設年度)	交付先	間接	補助対象 経費	実施計画承認又は内示 年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算払 精算払 の別	支出 年月日	金額	
鳥取県産休等代替職員 費補助金 (平成17年度から単県)	倉吉市		補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・ 現地調査 年月日				
児童福祉施設の職員 が、出産又は傷病のた め長期休暇を必要とする 場合、代替職員を臨 時に任用する経費に 対する補助金			1,053,844		—		概算払	H22.12.24	540,000	
			(補助率:単価制)	H22.11.24	—					
			720,000	H22.12.8			計		540,000	
	湯梨浜町		1,064,000		—	H23.2.7	概算払	H22.6.15	630,000	
			(補助率:単価制)	H22.5.28	—		精算払	H23.2.18	90,000	
			720,000	H22.6.3	H23.1.19		計		720,000	
	琴浦町		632,400		—	H23.2.24	概算払	H22.8.30	450,000	
			(補助率:単価制)	H22.7.21	—					
			450,000	H22.8.18	H22.12.17		計		450,000	
	北栄町		221,100		—		概算払	H22.12.17	90,000	
			(補助率:単価制)	H22.11.19	—					
			180,000	H22.12.7			計		90,000	
	(社福) 倉吉 愛児園		1,313,944		—		概算払	H22.6.4	360,000	
			(H22.5.17)		—		概算払	H22.9.24	360,000	
			(補助率:単価制)	H22.8.31						
			(22.5.24)	H22.9.7			計		720,000	
	(社福) わかば 福祉会		445,170		—	H22.8.31	概算払	H22.6.4	360,000	
			(補助率:単価制)	H22.5.7	—					
			360,000	H22.5.24	H22.8.24		計		360,000	
	(社福) うわなだ 福祉会		170,200		—	H22.5.25	精算払	H22.6.4	90,000	
			(補助率:単価制)	H22.4.1	—					
			90,000	H22.4.15	H22.5.7		計		90,000	
	(社福) ひまわり 福祉会		959,200		—		概算払	H22.8.20	360,000	
			(H22.7.12)		—		概算払	H23.1.18	270,000	
			(補助率:単価制)	H22.12.25						
			(H22.8.6)				計		630,000	
			810,000	H23.1.5						
	(社福) 湯梨浜町 社会福祉 協議会		163,200		—		概算払	H23.2.28	90,000	
			(補助率:単価制)	H23.2.4	—					
			90,000	H23.2.16			計		90,000	

補助金等の名称 (補助金等の創設年度)	交付先	間接	補助対象 経費	実施計画承認又は内示 年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算払 の別	支出 年月日	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・ 現地調査 年月日				
鳥取県多子世帯保育料 軽減子育て支援事業費 補助金 (平成6年度創設、 平成21年度名称改正)  第3子以降等の保育料 軽減を行う市町村に対する補助金	倉吉市		96,978,420		—		概算払	H22.9.3	21,550,000	
			(補助率：1/3)	H22.6.29	—					
			32,326,000	H22.8.25					21,550,000	
	三朝町		13,059,720		—		概算払	H22.9.3	2,565,000	
			(補助率：1/3)	(H22.6.30)	—					
			4,353,000	(H23.1.31)					2,565,000	
	湯梨浜町		37,488,300		—		概算払	H22.9.3	8,330,000	
			(補助率：1/3)	H22.6.25	—					
			12,496,000	H22.8.25					8,330,000	
	琴浦町		53,295,000		—		概算払	H22.9.3	11,843,000	
			(補助率：1/3)	H22.6.30	—					
			17,765,000	H22.8.25					11,843,000	
	北栄町		35,645,430		—		概算払	H22.9.3	7,797,000	
			(補助率：1/3)	(H22.6.30)	—					
			11,881,000	(H23.1.28)					7,797,000	
保育サービス多様化 促進事業費補助金 (平成12年度)  障がい児保育、重度障 がい児保育、乳児保育 (私立保育所のみ)を 実施する市町に対する 補助金	倉吉市	一部	25,423,200	(H22.7.16)	—		概算払	H22.8.31	4,712,000	
			(補助率：1/2)	H22.12.13	—					
			(H22.7.26)	—						
			H22.12.27							
			(H22.8.20)							
	三朝町	一部	9,097,000	H23.1.17					4,712,000	
			(H22.7.16)	—			概算払	H22.8.31	924,000	
			H22.12.13	—						
			(H22.7.26)	—						
			H22.12.28							
	湯梨浜町	一部	1,212,000	(H22.8.20)					924,000	
			H23.1.17							
			(H22.7.16)	—			概算払	H22.8.31	2,856,000	
			H22.12.13	—						
			(H22.7.26)	—						
	琴浦町	一部	14,188,500	(H22.12.22)					2,856,000	
			(H22.8.20)							
			4,729,000	H23.1.17						
			(H22.7.16)	—			概算払	H22.8.31	5,134,000	
			H22.7.23	—						
	北栄町	一部	7,702,000	H22.8.20					5,134,000	
			(H22.7.16)	—			概算払	H22.8.31	3,354,000	
			(H22.7.26)	—						
			5,031,000	H22.8.20						

補助金等の名称 (補助金等の創設年度)	交付先	間接	補助対象 経費	実施計画承 認又は内示 年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算払 精算払 の別	支出 年月日	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・ 現地調査 年月日				
鳥取県低年齢児受入保 育所保育士特別配置事 業費補助金 (平成14年度)	倉吉市	一部	28,239,750 (補助率:1/2)	H22.6.29	—		概算払 計	H22.9.3	9,406,000 9,406,000	
1歳児に対し、担当す る保育士の加配を行なう 市町に対する補助金	三朝町	一部	2,615,250 (補助率:1/2)	H22.6.23	—		概算払 計	H22.9.3	870,000 870,000	
	湯梨浜町	一部	6,426,750 (補助率:1/2)	H22.6.28	—		概算払 計	H22.9.3	2,140,000 2,140,000	
	琴浦町	一部	1,306,000 (H22.6.30) (補助率:1/2)	H22.8.19			概算払 計	H22.9.3	2,760,000 2,760,000	
	北栄町	一部	8,217,000 (H23.1.28) (H22.8.19) (補助率:1/2)	H23.1.28 (H22.8.19) H23.3.14	—		概算払 計	H22.9.3	2,116,000 2,116,000	
鳥取県災害遺児手当支 給事業費補助金 (昭和48年度)	倉吉市	一部	534,000 (H22.6.30) (補助率:1/2)	(H22.6.30) H23.1.26	—		計		0	
災害遺児について手当 を支給する市町に対する 補助金	北栄町	一部	267,000 96,000 (H22.7.16) (補助率:1/2)	(H22.7.16) H23.2.24	—		計		0	
			48,000 400,000 (H22.11.18)	H22.11.18	—		計		0	
鳥取県届出保育施設等 運営事業費補助金 (平成14年度創設、 平成21年度名称改正) 届出保育施設等に助成 する市町に対する補助 金	倉吉市	一部	400,000 (補助率:単価制)	H22.6.25	—		計		0	
単 県 分 計									90,047,000	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の( )書きは、変更のあるものの当初の年月日である。									

## 予算科目 (障がい者自立支援事業費)

① 国 補 分 該当なし

(平成23年3月31日現在)  
(単位:円)

② 単 県 分

補助金等の名称 (補助金等の創設年度)	交付先	間接	補助対象 経費	実施計画承認又は内示 年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支 出 の 状 況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算払 精算払 の別	支出 年月日	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・ 現地調査 年月日				
鳥取県小規模作業所運営 助成金 (平成12年度)	倉吉市	全部	4,787,788 (補助率:1/2)	H22.4.30	—		概算払	H22.7.20	1,674,000	
民間福祉団体等が設置運営する法定外の小規模作業所の運営経費を補助する市町に助成を行うとともに、その整備促進を図る。	北栄町	全部	2,393,000 (補助率:1/2)	H22.6.16	—		概算払	H23.1.18	478,000	
			4,511,354 (補助率:1/2)	H22.5.24	—		計		2,152,000	
			2,255,000	H22.6.16	—		概算払	H22.7.20	1,578,000	
					—		概算払	H23.1.18	451,000	
							計		2,029,000	
単 県 分 計									4,181,000	

(3) 交付金 該当なし

予算科目 (目)	国補 県費 の別	委託料の名称	委託契約の相手方	当初契約		入札等 年月日 (平成23年3月31日)	完了年月日	支出の状況	
				予定価格 (契約額 要更契約(最終))	(契約年月日) 契約額			支出手 年月日	支出区分
		(社福) 倉吉東福祉会	児童入所施設 増置費	(H22.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H22.4.1 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H22.4.20外	15,402,194
		(社福)みのり福祉社会	児童入所施設 増置費	(H22.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H22.4.1 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H22.4.20外	2,131,111
		鳥取市	児童入所施設 増置費	(H22.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H22.4.1 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H22.4.20外	5,355,863
		(社福)倉吉東福祉会	母子生活支援施設 措置委託料	(H22.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H22.7.30 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H22.8.20外	1,251,923
		(社福)広島県同賃財團	児童入所施設 増置費	(H22.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H22.10.1 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H22.10.20外	1,774,422
		(社福) 吳同賃金	児童入所施設 増置費	(H22.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H22.12.20 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H23.1.7外	620,101
目計									26,544,619
生活保護賃 (予定額が50万円 未満のもの)									34,742
目計									34,742
公衆衛生 総務費	国補	原爆被爆者 健康診断委託	(社)鳥取県中部医師会	(H22.5.28) 4,935円/件外	H22.5.18 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H22.6.23外	863,034
給換対策費 (予定額が 20万円未満のもの)		結核患者訪問服薬 支援業務委託	(医)試医会「訪問看護入 ーション大糸」	(H22.9.21) 4,250円/件	H22.9.21 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H22.11.24外	272,000
目計									863,034
精神衛生費	県	精神障害者地域 移行支援事業委託	(社医)仁厚会	(H22.9.21) 8,500円/件外	H22.4.1 ~ H23.3.31 (免除)	契約形態 期間	履行検査 年月日	H22.7.27外	286,200
目計									286,200

予算科目 (目)	委託料の名称 國補 県県 の別	委託契約の相手方 単県 乳幼保厚生病院 連相談指導事業委 託	当初契約 (契約年月日) 予定価格 (契約額 変更契約(最終))		契約 期間 (契約年月日) 契約額		入札等 年月日 (開札年月日 開札年月日)		支出の状況 完了年月日 支出年月日 支出区分 履行検査 年月日		備考 地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ輸入するこ とが できない。	
			(H22.4.1) 13,570円/回		H22.4.1 ～ H23.3.31	(免除)	精	H23.3.24		327,715		
母子衛生費 目計											327,715	
特定疾患対策費 (予定価格が 20万円未満のもの)	国補	在宅人工呼吸器使 用特定疾患患者筋 肉筋膜炎研究事 業委託	(H22.4.1) 8,450円/件外		H22.4.1 ～ H23.3.31	(免除)	概	H22.5.21外		1,658,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ輸入するこ とが できない。 (予定価格核算方法⑤)	
目計											130,690	
健康県づくり推進費 (予定価格が20万円未満 のもの)											1,789,390	
目計											354,060	
生涯健診事業費 (予定価格が20万円未満 のもの)											29,952	
目計											8,610	
保健防災費 (予定価格が20万円未満 のもの)											8,610	
目計											8,610	
労政総務費 目計	単県	農福連携実践王千 子事業	(H22.3.19) 13,780,000円		H22.4.1 ～ H23.3.31	(免除)	H23.3.31	概	H22.5.10外	13,780,000	[新規] 地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:中部圏域で、既に、資源供給が豊富 し、資源供給が豊富、就労支援実績がある 等の理由から。	
合計											44,767,972	

## 14 財産に関する調べ

(1)公有財産

該当なし

(2)金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成23年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購入額	使用額		
郵便切手及び 郵便葉書	円 46,580	円 276,080	円 247,140	円 75,520	
収入印紙	0	0	0	0	
収入証紙	0	0	0	0	
タクシーカーポン券	0	0	0	0	
鉄道プリペイド カード	0	0	0	0	
合 計	46,580	276,080	247,140	75,520	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成23年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
枚 87	枚 0	枚 4 円 18,620	枚 83

(3)債 権

(平成23年3月31日現在)

債権の名称	前 年 度 末		本 年 度 中				本 年 度 末		備 考
			増		減				
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
生活保護費 返還金	円 3,712,438	19	円 1,575,205	5	円 1,614,629	11	円 3,673,014	13	
生活保護費 徴収金	9,361,281	19	1,002,448	6	3,549,843	11	6,813,886	14	
母子福祉資金 貸付金	154,607,315	380	19,570,000	29	22,136,416	27	152,040,899	382	
寡婦福祉資金 貸付金	10,240,918	23	1,512,000	2	1,367,073	3	10,385,845	22	
高等技能訓練 促進費返納金	211,500	3	0	0	80,000	1	131,500	2	
合 計	178,133,452	444	23,659,653	42	28,747,961	53	173,045,144	433	

## 15 財産の貸付及び使用許可調べ

- (1)土地及び建物 該当なし  
 (2)物 品 該当なし

## 16 借受不動産明細調べ

- (1)職員住宅 該当なし  
 (2)職員駐車場 該当なし

## 18 自動車(二輪を除く)の管理状況調べ

(平成23年3月31日現在)

車 種	年 式	登録番号	取得年月日	総走行 キロ数	本 年 度			備 考
					稼働 日数	(1か月平均) 走行キロ数	修理費等	
患者輸送車	H22	鳥取800 さ5456	H22.3.25	529	18	km (34.6) 416	円 0	
合 計		台					0	

## 19 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

## 20 備品の処分状況調べ

(平成23年3月31日現在)

品 名 (規格・銘柄)	数 量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用 年数	取得価格	不用決定年 月日	不用とす る理由	処 分			備 考
							売 払 棄 却 の別	売 払 方法・ 棄 却 理由	処 分 年月日	
パーソナルコンピューター	1	H12.12.28	6	86,100	H22.9.1	使用不可	棄却	使用不可	H22.9.1	円 29,400
15インチモニター	1	H12.12.28	5	82,950	H22.9.1	使用不可	棄却	使用不可	H22.9.1	3,780
ラン接続ハードディスク	1	H17.12.2	5	116,655	H23.3.23	使用不可	棄却	使用不可	H23.3.23	0
プランター	1	H8.3.27	15	35,226	H23.3.30	使用不可	棄却	使用不可	H23.3.30	0
合 計	4			320,931						33,180

## 21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

福祉保健局 共通個別事項

22 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(平成23年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 末未処理件数	当年度 指 定 申 請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件 数	年度末 指定件数				
						H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
①訪問介護(ホームヘルプサービス)	1		( )			24	27	29	27	28
②訪問入浴介護			( )	2		8	7	6	6	4
③訪問看護			( )			8	7	6	6	6
④訪問リハビテーション			( )			1	1	1	1	1
⑤居宅療養管理指導			( )							
⑥通所介護(デイサービス)	1	4	5(4)	1		30	32	38	40	44
⑦通所リハビテーション(デイケア)			( )			5	5	5	4	4
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			( )			8	8	8	8	8
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			( )							
⑩特定施設入居者生活介護			( )			1	1	2	2	2
⑪福祉用具貸与事業			( )	1		10	11	9	9	8
⑫特定福祉用具販売			( )	1		5	6	7	8	7
⑬居宅介護支援事業		1	1(1)			41	37	36	36	37
計(介護給付)	2	5	6(5)	5		141	142	147	147	149
⑭介護予防訪問介護	1		( )			22	25	27	27	28
⑮介護予防訪問入浴介護			( )	1		3	3	3	3	2
⑯介護予防訪問看護			( )			6	6	6	6	6
⑰介護予防訪問リハビテーション			( )			1	1	1	1	1
⑲介護予防居宅療養管理指導			( )							
⑳介護予防通所介護	1	4	5(4)	1		30	33	39	41	45
㉑介護予防通所リハビリテーション			( )			5	4	4	3	3
㉒介護予防短期入所生活介護			( )			8	8	8	8	8
㉓介護予防短期入所療養介護			( )							
㉔介護予防特定施設入居者生活介護			( )			1	1	2	2	2
㉕介護予防福祉用具貸与			( )	1		7	8	8	8	7
㉖特定介護予防福祉用具販売			( )	1		5	6	7	8	7
計(予防給付)	2	4	5(4)	4		88	95	105	107	109
<b>【居宅サービス】</b>										
小計	4	9	11(9)	9		229	237	252	254	258
㉗介護老人福祉施設			( )			6	6	6	6	6
㉘介護老人保健施設			( )			8	8	8	9	9
㉙介護療養型医療施設			( )			3	2	2	1	1
<b>【施設サービス(介護給付)】</b>										
小計			( )			17	16	16	16	16
合計	4	9	11(9)	9		246	253	268	270	274

注 (1) 介護保険法のみなし規定によるみなし事業所は除く。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

①新規開設事業所に対する実地指導

(平成21年度新規事業所のうち指導監査未実施事業所及び平成22年度新規事業所) 14件  
(うち10件は③と重複)

②営利法人の開設する事業所に対する書面監査(平成20年度から平成24年度の5年間で実施) 30件

③非営利法人開設事業所に対する実地指導(更新期限内の6年間で実地指導を行う) 50件

(うち10件は①と重複)

④その他(昨年度指摘事項が多い、市町からの情報提供、内部告発等)

6件

\* 当年度重点指導事項

①基準に沿った介護報酬の算定・請求の実施(特に平成21年度の報酬改訂について)

②人員基準の遵守について

③介護計画等の説明、同意、交付について

④虐待や身体拘束の防止のための取組状況について

⑤利用者の安全確保のための非常災害対策の確認について

⑥会計処理(事業ごとの会計区分等)について

(単位:施設、件)

(平成23年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	60	48	70	居宅サービス計画の作成・変更、説明、交付を適正に行うこと(13件) 従業者の配置、職種を明確にすること。(13件) 訪問、通所介護計画等の作成・変更、説明、交付を適正に行うこと(13件) 事業ごとに収支を算出すること。(4件) 利用者の個人情報利用について書面により同意を得ること。(4件) サービス担当者会議の開催、記録を適切に行うこと(3件) 報酬加算にかかるサービス提供、記録を適切に行うこと(3件) 非常災害訓練を定期的に実施すること。(2件) 基準上必要とされる職種の員数を適正に配置すること(2件) 居宅介護支援事業者との連携を適切に行うこと(2件) サービス開始時の重要事項の説明を適切に実施記録すること。(2件) サービス提供の記録を確實に行うこと(2件)
集団指導	35	—	—	(居宅介護支援事業者に対する法令遵守の意義等についての講義形式での指導)
書面検査による監査	28	—	—	(指定基準についてのチェックシート記載、点検結果の提出)
実地検査による監査	7	7	39	サービス提供に関する記録を正確適正に行うこと(13件) 報酬請求を適切に行うこと(6件) 管理者による事業所の運営管理を適切に行うこと(2件) 事業者間の連携を適切に行うこと(5件)  ※前年度の実地検査実施分について処分の検討を行ったため、指摘等が当年度となつたもの。

## 2.3 障害福祉サービス事業の状況

## (1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(平成23年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 末未処理件数	当年度 指 定 申 請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件 数	年度末 指定件数				
						H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
①居宅介護	1	1	2 ( 1 )			15	17	17	17	19
②重度訪問介護	1	1	2 ( 1 )			14	16	16	16	18
③行動援護			1 1 ( 1 )			4	4	4	4	5
④療養介護			( )							
⑤生活介護			( )						1	1
⑥児童デイサービス			( )			1	3	3	3	3
⑦短期入所			( )			9	10	10	10	10
⑧重度障害者等包括支援			( )							
⑨共同生活介護			( )			5	5	6	6	6
⑩自立訓練（機能訓練）			( )							
⑪自立訓練（生活訓練）			( )							
⑫就労移行支援			( )					1	1	1
⑬就労継続支援 A型		1	1 ( 1 )		1					
⑭就労継続支援 B型		1	1 ( 1 )					3	7	8
⑮共同生活援助			( )			5	5	5	4	4
計（指定障害福祉サービス事業者）	2	5	7 ( 5 )		1	53	60	65	69	75
⑯障害者支援施設			( )				1	1	1	1
うち生活介護			( )				1	1	1	1
自立訓練（機能訓練）			( )							
自立訓練（生活訓練）			( )							
就労移行支援			( )							
⑰旧法施設支援						13	12	12	12	11
うち旧身体障害者更生施設										
旧身体障害者療護施設						2	2	2	2	2
旧身体障害者授産施設						2	2	2	2	2
旧知的障害者更生施設						3	2	2	2	2
旧知的障害者授産施設				1		6	6	6	6	5
旧知的障害者通勤寮										
計（指定障害者支援施設）						13	13	13	13	12
⑱相談支援						3	6	5	5	5
合 計	2	5	7 ( 5 )	1	1	69	79	83	87	92

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

- 3年に1回（障害者支援施設は2年に1回）実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。
  - ・過去2年実地指導を行っていない事業所
  - ・平成21年度に新規指定した事業所
  - ・平成22年度に新規指定した事業所の一部
  - ・平成21年度実地指導において文書指摘を受け、指摘事項が多い等で特に指導が必要と認められた事業所

\* 当年度重点指導事項

○ 人員配置

- ・法令等に定める基準に従い、人員が適切に配置されているか。

○ 利用者支援関係等

- ・支援計画が作成され、計画に基づき利用者に適切なサービスが提供されているか。
- ・サービス提供の記録・保管が適切に行われているか。
- ・利用者に対する不当な身体拘束等を行っていないか。（虐待防止）
- ・苦情に対し、迅速かつ適切に対応しているか。

○ 自立支援給付費関係

- ・請求手続が適切に行われているか。
- ・契約手續が適切に行われ、市町に報告されているか。

○ 安全、保健・衛生管理

- ・防災対策が適切になされているか。（非常災害に関する具体的計画の策定状況、及び当該計画等に基づく訓練の実施状況等を重点的に確認する。）
- ・利用者等に係る医学管理は適切になされているか。
- ・感染症防止等衛生管理は適切になされているか。

○ 管理運営、会計経理

- ・管理運営に関する諸規程の整備及び運用が適正になされているか。
- ・会計処理は適切になされているか。

(単位：施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	37	36	143	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画の内容又は交付手続等の不備（11件）           <ul style="list-style-type: none"> <li>※「あらかじめ計画上に位置付けした上で算定すべき加算内容等の規定もれ」、「原案作成後、速やかに同意を得られていない」等。</li> </ul> </li> <li>・重要事項説明書の内容不備（16件）、掲示漏れ（3件）           <ul style="list-style-type: none"> <li>※「事故発生時の対応」、「緊急時の対応」等の記載漏れ等。</li> </ul> </li> <li>・運営規程の内容不備（4件）           <ul style="list-style-type: none"> <li>※「事故発生時の際の連絡先に県が入っていない」、「虐待防止のための措置に関する事項の規定漏れ」、「内容が実態に則していない（送迎をしていないのに送迎サービスの規定があったもの。）」。</li> </ul> </li> <li>・利用契約締結後の市町村への報告漏れ（4件）</li> <li>・法定代理受領した介護給付費等の金額の通知漏れ（2件）</li> <li>・消防法で規定された消火・避難訓練が年2回以上行われていない（3件）</li> <li>・欠席時対応加算、緊急時対応加算、帰宅時支援加算に係る記録内容の不備（8件）</li> <li>・日中サービスを利用した日における、短期入所報酬の算定誤り（2件）</li> </ul>
集団指導	0	—	—	
監査	0	—	—	

## 2.4 福祉等の相談状況

### (1) 福祉と保健に関する相談状況

(単位：件) (平成23年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態			相談内容				平成22年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	精神障がい	知的障がい	身体障がい	その他	
H18年度									・施設内支援、職員の処遇等にかかる相談や苦情への対応を行った
H19年度									・相談を受けて、施設指導、相談者への報告等を実施した
H20年度									
H21年度									
H22年度	10	4	4	2	1	6	0	3	* 今回増えた調査項目であるため、22年度以前の件数は、計上不可

### (2) 心と女性に関する相談状況

(単位：件) (平成23年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態			相談内容				平成22年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	病気・精神衛生	DV	ひきこもり	その他	
H18年度	468	187	134	147	229	68	89	82	・相談受理後、助言・指導・カウンセリング等を実施
H19年度	514	116	156	242	288	99	34	93	・必要に応じ関係機関と連携を図った。
H20年度	471	202	128	141	238	119	73	41	
H21年度	427	229	23	175	96	111	134	86	
H22年度	522	251	35	236	128	88	189	117	

注 相談取扱件数は、延べ件数。

### (3) 高齢者虐待に関する相談状況

(単位：件) (平成23年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態				相談内容					平成22年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	その他	身体的虐待	養護放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
H18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2.5 障がい者福祉の状況

### (1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況 (単位：件) (平成23年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H18年度	615	662	52	3,342	1,322	5,993
H19年度	614	669	58	3,392	1,371	6,104
H20年度	610	655	60	3,423	1,436	6,184
H21年度	595	667	64	3,461	1,520	6,307
H22年度	591	667	67	3,572	1,639	6,536

## イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

(単位:人、件)

(平成23年3月31日現在)

手当区分 受給者 数 (人) A	本 年 度 中 (人)										差 引 現 在 受 給 者 数 (人) A+B-C +D-E+F -G	支 給 額 (円)		
	前年度 末 未処理 件数	受付 件数	内 訳			喪失 件数	停 止 件数	停 止 開 始	喪失 件数	転入 件数	転出 件数			
			認定 件数	却下 件数	未処 理件 数									
特別障害者手当	84	1	32	30	1	2	23	0	1	0	0	90	26,387,120	
障害児福祉手当	26	1	1	1	1	0	2	0	0	0	2	1	26	4,544,080
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	110	2	33	31	2	2	25	0	1	0	2	1	116	30,931,200

## (2) 知的障がい者福祉の状況

## ア 療育手帳交付状況 (単位:件) (平成23年3月31日現在)

区分	A (重 度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H18年度	33	298	61	377	769
H19年度	44	312	69	407	832
H20年度	49	317	62	428	856
H21年度	50	318	70	451	889
H22年度	48	321	77	480	926

## イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位:件) (平成23年3月31日現在)

区分	前年度末 現 在	年 度 中 の 移 動 内 訳			年 度 中 の 変 更		当 年 度 末 現 在
		新規交付	転 入	転出・返還	18歳に 達した場合	障害程度	
A (重 度)	18歳未満	50	1	0	0	△4	+1 48
	18歳以上	318	1	0	2	+4	0 321
B (中・軽度)	18歳未満	70	17	0	0	△9	△1 77
	18歳以上	451	20	0	0	+9	0 480
計		889	39	0	2	0	0 926

## (3) 精神障がい者福祉の状況

## ア 精神障がい者の状況 (単位:件、人)

区分	通 報 届 出 件 数	入院患者数		自立支援 医療(精 神通院) 受給者証 所持者数	手 帳 所 持 者 数
		措置 入院	医療 保護 入院		
H18年度	5	4	98	1,446	640
H19年度	11	4	100	1,589	696
H20年度	7	3	109	1,777	743
H21年度	6	2	113	1,936	801
H22年度	8	2	155	2,087	866

(平成23年3月31日現在)

## イ 精神保健福祉相談事業の状況 (単位:人、事業所) (平成23年3月31日現在)

区分	面 接 相 談		電 話 相 談		訪 問 指 導		社会適応訓練状況		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委託	利 用 者 数	
								事業所数	実人員
H18年度	28	46	59	83	42	100	0	0	0
H19年度	30	65	71	144	24	113	1	1	1
H20年度	40	120	36	89	30	102	2	2	2
H21年度	31	46	46	120	27	108	1	1	1
H22年度	39	69	69	183	28	69	0	0	0

## 2.6 児童福祉の状況

### (1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

#### \* 対象施設の選定方針

##### 【実地指導】

- ①公立保育所……3年に1回
- ②私立保育所（公設民営を含む）……2年に1回
- ③児童館……2年に1回
- ④児童福祉行政の実施機関（市町）……毎年1回 の割合で指導監査を実施する。  
ただし、平成21年度実施指導で重大な指摘をした施設に対しては、実施する。

##### 【書面監査】

実地指導を実施しない施設に対して実施する。

#### \* 当年度重点指導事項

- 児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認
  - ・保育所保育指針を踏まえた保育の実施＜保育所のみ＞  
(保育課程の編成、指導計画の作成、自己評価、保育所児童保育要録の作成、職員研修)
  - ・施設の保健衛生及び危険防止への配慮  
(新型インフルエンザ対応、安全管理マニュアル等の作成)
  - ・災害等非常時に備えた対応  
(避難訓練計画の作成、避難訓練の実施の徹底、夜間における避難誘導の確保の確認 等)
  - ・面積要件を含む設備及び職員配置の状況
  - ・私的契約児童の入所状況、定員を超えた入所の有無
- 児童福祉施設における財務管理状況の確認＜保育所（公立）を除く＞
  - ・運営費の使途、本部会計への貸付状況
  - ・経理規程に則った会計処理
  - ・保育所運営費の弾力的運用の有無と要件の充足
- 各種通知等により遵守が求められている事項の確認
  - ・被措置児童等の権利擁護と施設内虐待の未然防止、虐待が発生した場合の通報体制
  - ・給食業務に関する援助及び指導
- 前年度指摘事項の確認
  - ・書面監査を実施する施設に対しても、前年度指摘事項の改善がわかる書類の提出を求める
- 土砂災害警戒区域内にある施設については、避難計画の策定等の確認

(単位：施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	保育所				児童館				市町指導の有無	主な指導事項	
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数				
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数	
倉吉市	24 (13)	12 (9)	12 (4)	9 (7)	27 (25)	—	—	—	—	○	・建物・設備の一部に修繕の必要があるため、早急に対策を講じること。(保育所=4件) ・保育所内の入所児童に対するけがの治療費について、保育所運営費収入を財源充当しないこと。(保育所=2件) ・土地の賃貸借契約について、契約書が作成されていないものがあるので、契約書を作成すること。(保育所=2件)
三朝町	4 (1)	3 (1)	1	4 (1)	8 (4)	—	—	—	—	○	・早朝、夕刻時間帯に、保育士の有資格者を2名以上配置すること。(保育所=3件)
湯梨浜町	9 (2)	6 (1)	3 (1)	5	6	2	2	—	2	○	・早朝、夕刻時間帯に、保育士の有資格者を2名以上配置すること。(保育所=4件)
琴浦町	11 (2)	6 (2)	5	9 (2)	16 (9)	2	2	—	2	○	・早朝、夕刻時間帯に、保育士の有資格者を2名以上配置すること。(保育所=7件)
北栄町	7 (1)	4 (1)	3	7 (1)	9 (1)	2	—	2	2	○	・早朝、夕刻時間帯に、保育士の有資格者を2名以上配置すること。(保育所=4件)
計	55 (19)	31 (14)	24 (5)			6	4	2	6	10	5

注 ( ) は私立保育所で内数。

## (2) 母子世帯の施設入所状況

(単位：世帯、人）（平成23年3月31日現在）

施設の種類	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	倉明園	4(11)	1(4)	0(1)	5(14)	H23.4.1 3世帯(8人)が北栄町福祉事務所に移管。
	ブルーインター	1(2)	1(3)	1(3)	1(2)	
	つくし	2(6)	0(0)	0(0)	2(6)	H23.4.1 1世帯(4人)が湯梨浜町福祉事務所に移管。
	高松ハイツ	0(0)	1(3)	0(0)	1(3)	H23.4.1 1世帯(3人)が北栄町福祉事務所に移管。
	嶺南荘	0(0)	1(2)	0(0)	1(2)	
小規模分園型母子生活支援施設	倉明園	0(0)	1(3)	0(0)	1(3)	
計		7(19)	5(15)	1(4)	11(30)	H23.4.1現在 6世帯(15人)

注 ( ) 内の数値は人数。

2.7 母子及び寡婦福祉業務の状況

(1) 母子自立支援員活動状況

相談指導事項	生生活一般										児童扶養の実施										母子扶養の実施										(単位：件)										
	住民登録	医療	家庭	就職	結婚	その他	小児養育	教育	非就職	就職	その他	児童扶養	公費保育	生活保護	年金支給	母子扶養資金	寡婦福祉資金	母子扶養資金	寡婦福祉資金	母子扶養	店舗設備	売却	小売	充電	たばこ販売	その他	母子世帯向公営住宅	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設	合計											
夫の暴力	6	3	1	3	48	0	15	76	1	5	0	4	5	15	25	2	2	0	3	7	3	0	8	50	0	0	0	0	1	1	142										
妻の暴力	6	3	1	3	48	0	15	76	1	5	0	4	5	15	25	2	2	0	3	7	3	0	8	50	0	0	0	0	1	1	142										
勤務日数	17日／月										訪問延数										関係機関連絡延件数										会議出席回数										20回

(2) 母子自立支援プログラム策定員活動状況 該当なし

## (3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(平成23年3月31日現在)

区分	貸付状況						貸付認 可人 数 (A-B)	
	新規分		当年度貸付		継続分			
	貸付申込 人数 (A)	金額 (B)	人数 (C)	金額 (C)	人数 (D)	金額 (C+D)		
<b>事業開始資金</b>								
事業継続資金	14	18,955,000	14	18,955,000	13	6,607,000	20	
修学資金	4	2,295,000	4	2,295,000	4	687,000	6	
高校	6	7,812,000	6	7,812,000	5	3,516,000	5	
短大・専修(専門)	4	8,848,000	4	8,848,000	4	2,404,000	9	
大学							5,240,000	
車修(一般)							13	
技能習得資金	1	310,000	1	310,000	1	310,000	1	
修業資金	4	1,214,000	4	1,214,000	4	1,214,000	4	
就職支援度資金	2	280,000	2	280,000	2	280,000	2	
医療介護資金								
生活資金	1	172,000	1	172,000	1	172,000	1	
住宅資金	1	120,000	1	120,000	1	120,000	1	
転宅資金								
就学支援度資金	6	557,000	6	557,000	4	395,000	4	
高校	6	557,000	6	557,000	4	395,000	4	
短大・専修(専門)								
大学								
結婚資金								
合計	29	21,608,000	29	21,608,000	26	9,098,000	20	
						10,472,000	46	
						19,570,000		
<b>本年度の調定等の内訳</b>								
区分	前年度末貸付残高 (A)		本年度貸付額 (B)		調定額 (C)		収入未済額 (D)	
元金	過年度分			7,504,039	1,418,151	0	6,085,888	18,90
	現年度分			22,136,416	19,638,289	0	2,498,127	88,71
小計	162,111,354	19,570,000	29,640,455	21,056,440	0	8,584,015	152,040,899	71,04
利子	過年度分			135,020	14,613	0	120,407	10,82
	現年度分			3,671	3,551	0	120	96,73
小計	合計	162,111,354	19,570,000	138,691	18,164	0	120,527	13,10
その他						0	8,704,542	152,040,899
						0	8,779,146	70,77

## (4) 婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(平成23年3月31日現在)

区分	貸付状況						本年度未償還期未到来分(A+B-C)	本年度末償還期未到来分(C-D-E-F)	收回率(D/C)%			
	新規付分		当年度貸付		継続分							
	貸付申込 人数(A)	金額 (B)	人数 (C)	金額 (D)	人數 (E)	金額 (F)						
事業開始資金												
事業継続資金												
修学資金	2	3,456,000	2	3,456,000	2	1,152,000	1	360,000	3			
高校												
短大・専修(専門)												
大学	2	3,456,000	2	3,456,000	2	1,152,000	1	360,000	3			
専修(一般)												
技能習得資金												
修業資金												
就職支援資金												
医療介護資金												
生活資金												
住宅資金												
転宅資金												
就学支度資金												
高校												
短大・専修(専門)												
大学												
結婚資金												
合計	2	3,456,000	2	3,456,000	2	1,152,000	1	360,000	3			
本年度の調定等の内訳												
区分	前年度末貸付残高 (A)		本年度貸付額 (B)		調定額 (C)		収入済額 (D)	不純欠損額 (E)	償還免除額 (F)			
元金	過年度分				163,325	163,325	0	0	0			
	現年度分				1,367,073	1,061,869	0	0	305,204			
小計	10,404,243		1,512,000	1,530,398	1,225,194	0	0	0	305,204			
利子	過年度分				0	0	0	0	0			
	現年度分				6,289	6,289	0	0	100,00			
小計					6,289	6,289	0	0	100,00			
合計	10,404,243		1,512,000	1,536,687	1,231,483	0	0	305,204	10,385,845			
その他									86.1%			

## 2.8 生活保護申請状況

## (1) 保護申請の状況

区分	月	平均 村 編 数	前 年 度	申 請 等 の 处 理					年度未 処理件 数
				申 請 受 理	却 下 取 下 げ	申 請 申 請	開 始 人 員	廃 止 世 帯 数	
H18年度	2.06	4	50	8	43	54	25	25	3
H19年度	2.10	3	53	10	42	64	38	48	4
H20年度	2.27	4	76	15	62	101	37	52	3
H21年度	2.52	3	70	10	59	117	36	43	4
H22年度	2.79	4	71	12	63	82	42	64	0

・当事務所現業員 ( 5 ) 人

## (2) 保護の状況

区分	被保護人 世帯数	被保護人 人 員 率 %	被保護人 人 員 率 %	扶助					その他 金額 人員
				生活扶助 金額 円	住宅扶助 金額 円	教育扶助 金額 円	医療扶助 金額 円	介護扶助 金額 円	
H18年度	2.06	266	4.4	179,565,219	97,907,655	2,637	18,241,412	1,157	785,917 人
H19年度	2.10	270	4.5	184,204,460	102,596,886	2,794	21,666,764	1,259	690,644 人
H20年度	2.27	296	5.0	196,573,056	114,373,818	3,030	24,314,985	1,360	978,412 人
H21年度	2.52	350	5.9	222,490,849	135,379,337	3,692	30,986,237	1,954	1,480,065 人
H22年度	2.79	409	7.0	258,047,281	157,896,218	4,370	39,540,134	2,481	2,783,952 人

(単位: 件、人) (平成23年3月31日現在)

訳

(単位: 円、人) (平成23年3月31日現在)

## 2.9 社会福祉法人等に対する指導監査の状況

### (1) 障がい児福祉施設に対する指導監査の状況

#### \* 対象施設の選定方針

原則としてすべての施設について、年1回以上実施する。ただし、前年度監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる施設については、実地と書面による監査を隔年で交互に行うことができる。

平成22年度は、対象となる2施設とも実地監査を行った。

#### \* 指導監査実施体制

「鳥取県指定知的障害児施設等に係る指導監査実施要領」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。

#### \* 当年度重点指導監査事項

- ① 施設支援・処遇計画の策定状況
- ② 防災対策の充実強化
- ③ 虐待・不当拘束防止及び苦情に対する適切な対応

(単位：施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
障がい児 福祉施設	2	1	2	・指定基準で定める運営規程を整備すること。(1施設) ・運営に係る重要事項の概要を事業所内に掲示すること。(1施設)

### (2) 精神障害者社会復帰施設に対する指導監査の状況

#### \* 対象施設の選定方針

原則としてすべての施設について、年1回以上実施する。ただし、前年度監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる施設については、実地と書面による監査を隔年で交互に行うことができる。

平成22年度は、対象となる3施設とも書面監査を行った。

#### \* 指導監査実施体制

書面監査のみ

#### \* 当年度重点指導監査事項

- ① 施設運営全般の状況
  - ・事故発生時の連絡体制及び措置の状況
  - ・苦情に対する対応の状況
- ② 非常災害の対策の状況
  - ・非常災害に対処する消火、通報、避難等の訓練の定期的実施の状況
- ③ 援助の提供の方針及び援助の提供に関する計画作成の状況
  - ・援助の提供に関する計画の設定の状況
  - ・利用者の心身の状況等に応じた援助の提供に関する計画の見直しの実施状況
  - ・援助の提供に関する計画の利用者及びその家族に対する周知徹底の状況
- ④ 会計処理に関する事項
  - ・予算の作成、執行の状況
  - ・収支計算書、貸借対照表の状況
  - ・物品等契約事務の状況

(単位：施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
精神障害者 社会復帰施設	3 (すべて書面監査)	なし	なし	

(3) 市町社会福祉協議会に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「平成22年度社会福祉法人指導監査実施方針」に基づき2年に1回の実施とし、平成21年度未実施の1町社会福祉協議会について実施した。

\* 指導監査実施体制

「平成22年度社会福祉法人指導監査実施方針」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。

\* 当年度重点指導監査事項

- ① 理事会の開催状況（理事・理事会の適正な運営の確保の状況）
- ② 評議員会の開催状況（評議員会の役割と審議の状況）
- ③ 監事監査の実施状況（監事監査における業務執行状況）
- ④ 公益通報者保護及びコンプライアンス（法令遵守）の体制整備の状況
- ⑤ 会計事務処理の適正化の状況
- ⑥ 法人本部と施設間における資金異動の状況
- ⑦ 法人運営の透明性の確保のための情報公開の推進等

(単位：施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	指導 施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
市町社会福祉協議会	1	なし	なし	

(4) 老人福祉施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「平成22年度老人福祉施設指導監査実施要領」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区分		対象施設	
特別養護老人ホーム	実地監査	①介護保険法上の指導・監査の結果、特に重大な運営上の問題点等が認められる施設 ②近年実地監査を実施していない施設 ③その他、実地監査の必要が認められる施設	
養護老人ホーム	実地監査	①前年度書面監査を実施した施設 ②前年度実地監査を実施した施設のうち、指摘事項の多かった施設 ③その他、実地監査の必要が認められる施設	
	書面監査	上記の実地監査以外の施設	
軽費老人ホーム	実地監査	①前年度実地監査において、指摘事項の多かった施設 ②近年実地監査を実施していない施設 ③その他、実地監査の必要が認められる施設	
	書面監査	上記実地監査以外の施設	

\* 指導監査実施体制

「平成22年度老人福祉施設指導監査実施要領」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。

\* 当年度重点指導事項

- ① 衛生管理及び対策（食中毒・感染症）
- ② 防災及び防火管理対策
- ③ 預り金の適切な管理
- ④ 災害時の警戒避難体制の整備状況

(単位：施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	指導 施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
老人福祉施設	14 (特養3) (養護2) (軽費9)	10 (特養3) (養護1) (軽費6)	43 (特養15) (養護5) (軽費23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束について、改善策等が作成されていない。(特養：2件)</li> <li>・入所者の金銭に係る手続きの代行(預り金)について、適正に管理されていない。(特養：4件、養護：3件、軽費：3件)</li> <li>・利用料の現金領収分等について、現金出納簿が未整備。(特養：2件、養護：1件、軽費：3件)</li> <li>・入所者の処遇計画未作成。(特養：1件、軽費：3件)</li> <li>・経理規程を遵守していない取扱い。(特養：1件、軽費：3件)</li> <li>・事故発生防止のための指針等が未整備。(軽費：5件)</li> <li>・支出が認められない経費に支出。(軽費：3件)</li> </ul>

(5) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況

平成22年度より、子育て支援総室から各総合事務所に事務移管されたもの。

\* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱」に基づき、年1回の実地監査を実施した。

\* 指導監査実施体制

「児童福祉行政指導監査実施要綱」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。

\* 当年度重点指導監査事項

- ① 児童福祉施設における最低基準等の順守状況の確認
- ② 児童福祉施設における財務管理状況の確認

(単位:施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	指導 施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
母子生活 支援施設	2	2	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金出納簿を整備すること。(パソコン内での管理ではなく、帳簿で管理すること。)(1件)</li> <li>・積立金を投資信託で管理しているが、元本保証のある銀行等の預貯金への変更を検討すること。(1件)</li> <li>・財産目録の基本財産について、土地の所在を明らかにして財産目録を整備すること。(1件)</li> <li>・入所者の処遇について、理念、基本方針を明確化したうえで、入所者の意向、希望等を尊重し、具体的な支援の方法、目標等を設定して入所者に明示すること。(1件)</li> <li>・平成21年度決算における施設整備等の償還について、民間施設給与等改善費として加算された額以上の償還を行っているので、適切に処理すること。(1件)</li> <li>・駐車場の賃借料は、措置費収入から支出しないこと。(1件)</li> <li>・積立金を計上するときは、理事会の議決に基づいて処理すること。(1件)</li> </ul>

### 30 健康に関する事業の実施状況

#### (1) 健康づくり文化創造事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防するため、各種事業を実施した。

##### ○健康（衛生）教育事業

###### <事業の概要>

県民への普及啓発事業を実施した。

###### <実施状況>

区分	回数	人数
母子保健関係	0	0
成人・老人関係	4	334
栄養・健康増進関係	20	848
歯科保健関係	12	310
その他	1	26
地区組織活動（再掲）	0	0
合計	37	1,518

##### ○キャンペーン事業

###### <事業の概要>

地域住民に対する普及啓発事業の一環として、関係機関との協働のもと下記のキャンペーン事業を実施した。

###### <実施状況>

事業名	実施日等
世界禁煙デー関連イベント	日時：平成22年5月30日（日） 場所：倉吉ショッピングセンター パープルタウン
「食育」キャンペーン	日時：平成22年6月18日（金） 場所：鳥取県立倉吉東高等学校 内容：管内の全高校生を対象に食育ちらしを配布 (約2,500枚)
未成年者飲酒防止キャンペーン	日時：平成22年4月8日（木） 場所：倉吉駅前

###### <課題>

- ・健康（衛生）教育については、市町単位での実施が困難である「職域」を対象に、重点的に取り組む必要がある。
- ・キャンペーン事業については、単独実施ではなく関係団体等との連携のもと、引き続き効果的な事業展開に向けた工夫が必要である。

##### ○糖尿病予防事業

###### <事業の概要>

「医療機関と市町の連携による栄養指導システム」の活用により、生活習慣病に起因する糖尿病を予防し、また重症化を予防するために、地域・医療が連携し、食生活の改善等の取組を行った。

平成22年度指導件数 実 4件 延べ 6件

###### <課題>

- ・糖尿病の重症化予防のために、療養中の方（参考：特定保健指導の対象外）の栄養指導について、「医療機関と市町との連携システム」の周知を図り、活用の促進を図る必要がある。

○健康づくり応援施設（団）支援事業

<事業の概要>

運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを応援する施設又は店舗・団体を「健康づくり応援施設（団）」として認定し、その取組の情報発信を通して県民の関心を喚起することにより、県民が地域において健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行った。

<新規認定状況：件数>

	禁 煙	食 事	運 動	合 計
応援施設	6 4	3	0	6 7

<課題>

- ・禁煙区分において、市町公的施設や公民館・社会福祉施設・医療機関の認定が停滞しているため、重点的に取り組む必要がある。
- ・不特定多数が利用する民間施設への推進を図るため、局内関係機関と連携し働きかけを行う必要がある。

(2) 女性の健康づくり支援事業

○女性健康支援センター運営事業

<事業の概要>

生涯を通じて女性の健康の保持を図ることを目的に、思春期から更年期までの女性を対象に保健師等による相談事業を実施している。

<実績>

一般相談（電話・面接）

相談内容	相談件数
思 春 期	0
不 妊	1 2 4
更 年 期	0
そ の 他	6
合 計	1 3 0

<課題>

- ・不妊治療費助成金交付に伴う相談は、年々増加傾向にある。その他の相談は減少傾向である。
- ・若者的心とからだの相談窓口の周知を高校生に行ったが、相談窓口カードを個別に配布するといったより一層の周知が必要である。

(3) 母子保健事業

○乳幼児すこやか発達相談指導事業（発達クリニック）

<事業の概要>

市町の乳幼児健康診査、家族からの相談等で発達の遅れ等が疑われる乳幼児を対象に、専門医による2次スクリーニングの場として実施し、各児に対応した相談支援を実施した。

平成22年度受診者 実59名 延べ69名

(4) 思春期保健事業

性感染症の増加、十代の人工妊娠中絶など、若者の自尊感情が低いことに起因していると考えられる各種の問題行動を解決するために、関係機関と連携し、自尊感情を高めるための取組を行った。

<実施状況>

項目	内 容
若者サポートチーム意見交換会	日 時：平成22年9月28日（火） 場 所：中部総合事務所 出席者：行政機関、保健医療関係者、教育関係者など 14名 協議内容：各団体の活動状況及び意見交換（中高生の現状についてなど）
中部管内の思春期に関する相談窓口カードの作成配布	5,000部を管内の中・高等学校に配布

(5) 母子医療給付状況

(単位：件)

区 分	申請件数（継続）
養育医療	19（2）
自立支援医療（育成医療）	43（20）

\* 補装具支給申請：3件を含む。

(6) 特定不妊治療助成金交付事業

<事業の概要>

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費かかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する経費の一部を助成した。

申請件数	交付決定件数
89	89

(単位：件)

(7) 食育推進普及事業

○食育担当者研修事業

<事業の概要>

地域で子どもの食育を担当する指導者の資質の向上を図ることを目的に、研修会を実施した。（3回）

<実施状況>

日時・場所・参加者数	内 容
平成22年6月24日（木） 午後1時30分から4時まで 中部総合事務所 講堂 参加者数：64名	●行政説明：「中部地区の関係機関における食育目標と取組内容について」 講 師：福祉保健局 健康支援課 栄養士 鹿田 直子 ●講 演：「発育・発達に応じて育てたい食べる力—子どもの摂食機能の発達について」 講 師：鳥取県立中部療育園 言語聴覚士 富谷 匡之 氏 ●演 習：「カミカミセンサーを使って噛む回数を測定しよう」 講 師：福祉保健局 健康支援課 歯科衛生士 角田 亜紀子
平成22年7月28日（水） 午前9時30分から午後1時まで 伯耆しあわせの郷 参加者数：47名	●講 演：「カルシウム摂取の必要性について」 講 師：福祉保健局 健康支援課 栄養士 鹿田 直子 ●調理実習：「カルシウム摂取をたかめるための献立」 講 師：福祉保健局 健康支援課 栄養士 鹿田 直子
平成22年11月24日（水） 午後1時30分から4時まで 中部総合事務所 講堂 参加者数：44名	●講 演：「食育の取組とその評価～達成状況を測る～」 講 師：鳥取短期大学 教授 野津 あきこ 氏 ●事例報告：「倉吉市学校給食における食育の取組」 講 師：倉吉市立西中学校 栄養教諭 萬 かおり 氏 ●事例報告：「早寝早起き朝ごはんについての取組」 講 師：湯梨浜町立わかば保育所 所長 伊藤 陽子 氏 湯梨浜町子育て支援課 管理栄養士 高木 由美子 氏

## (8) 健口食育プロジェクト事業

### <事業の概要>

歯科保健の観点から、各ライフステージに応じた支援や研修会を開催し、食育へのアプローチを行つた。

#### ○健口キッズ支援コース

①幼児の口腔機能を育むため、モデル園を選定し、年中児を対象とした「お口を使った遊び」を実施した。

モデル園数	対象園児数
4園	55名

### <課題>

保育士や保護者については、子どもの口腔機能に関する意識の変化が認められたが、さらに効果を上げるため、日々の保育の中に継続してこの遊びを取り入れて行くことが必要である。

②中部地区保育士等を対象に、口腔機能向上への意識付けをするため研修会を開催した。

日時・場所・参加者数	内 容
平成22年10月21日(木) 午後1時30分から3時まで 中部総合事務所 202会議室 参加者数: 25名	●講 演:「小児期における口腔機能の発達について」 講 師: 中部歯科医師会 花池 泰徳 氏 (花池デンタルクリニック 院長) ●実技指導:「お口を使った遊びについて」 講 師: 福祉保健局 健康支援課 歯科衛生士 角田 亜紀子

#### ○健口的メタボ予防コース

不規則な食生活や運動不足が生活習慣病の要因となっていることから、健全な生活習慣の定着を図ることを目的に研修会を開催した。

日時・場所・参加者数	内 容
平成22年12月7日(火)	●講 演:「歯科からみた生活習慣病予防」 講 師: 中部歯科医師会 國竹 洋輔 氏 (くにたけ歯科医院 院長)
平成22年12月15日(水) 午後1時30分から2時30分まで 中国電力株式会社 倉吉電力所・倉吉発電所 参加者数: 105名	●講 演:「内科からみた生活習慣病予防」 講 師: 福祉保健局 副局長 吉田 良平

#### ○食べ方ヒヤリ・ハット防止コース

高齢期では口腔機能の低下による誤嚥性肺炎や、食べ物による窒息事故などが問題となっていることから、介護施設職員等を対象に口腔機能の維持・向上を支援する研修会を開催した。

日時・場所・参加者数	内 容
平成22年12月8日(水) 午後1時30分から3時35分まで 中部総合事務所 205会議室 参加者数: 30名	●講 演:「高齢者の歯と口の健康管理の大切さ」 講 師: 中部歯科医師会 伊達岡 陽一 氏 (ララ歯科クリニック 院長) ●講 演:「摂食嚥下障害について」 講 師: 野島病院 言語聴覚士主任 清田 匠一 氏

(9) 地域歯科保健関係者研修会

<事業の概要>

「8020運動」を推進し、地域で歯科保健を推進するため研修会を開催した。(2回)

<実施状況>

日時・場所・参加者数	内 容
平成23年2月22日(火) 午後1時30分から3時30分まで 中部総合事務所 202会議室 参加者数: 25名	●講 演: 「お口の健康と口腔ケアの意義」 講 師: 中部歯科医師会 熊野 秀子 氏 (くまの歯科医院) ●事例報告: 「食べられる口づくりを目指して」 講 師: 森本外科・脳神経外科 歯科衛生士 真山 寿美子 氏
平成23年2月28日(月) 午後1時30分から3時まで 中部総合事務所 202会議室 参加者数: 13名	●講 演: 「むし歯予防～フッ化物の応用を考える～」 ●講 師: 中部歯科医師会 南場 美弥 氏 (あだち歯科医院 院長)

### 3.1 医療施設等の検査等の状況

#### (1) 医療関係施設の立入検査の状況

##### \* 対象施設の選定方針

病院：原則1回／1年。ただし、前年度文書指摘事項のない病院については省略可とする。

診療所：5年に1回程度点検表を配布・回収し、記載内容を基に優先順位を付けて、立入検査を実施する。

※苦情・医療事故発生時、新規開設時等については隨時実施。

##### \* 検査実施体制

病院：保健所長（福祉保健局副局長）をトップとして、6名程度の職員が役割分担して検査する。

診療所検査：医薬担当を中心として、必要に応じて専門職員の応援のもとに行う。

##### \* 当年度重点検査事項

病院：院内感染対策

診療所：安全管理体制の確保、院内感染対策

(単位：施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要					主な不備事項等の概要	
					処分等件数						
			施設数	件数	处分	告発	指導				
病院	11	7	3	6	0	0	6	【病院】(6件)			
一般診療所	92	15	11	22	0	0	22	・消火訓練の未実施 ・変更許可を受けずに施設の用途等を変更していた。 ・職員健康診断の未実施			
歯科診療所	42	4	2	6	0	0	6	【診療所】			
衛生検査所	1	1	0	0	0	0	0	・安全管理体制の不備 ・院内掲示の不備			
その他	59	1	0	0	0	0	0				
合計	205	28	16	34	0	0	34				

(2) 薬事監視の状況

\* 対象施設の選定方針

平成22年度薬事関係事業計画に基づき監視業務を実施した。

薬事関係施設は、薬局5割・一般販売業3割外

毒物・劇物販売業者は3割など

\* 検査実施体制

基本的には医薬担当にて対応。毒物劇物については年に1回、各総合事務所福祉保健局・生活環境局、県庁くらしの安心推進課・医療指導課と合同で監視を行った。

\* 当年度重点検査事項

高度管理医療器機販売業の監視を重点的に実施した。

(単位：施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等	違反事項等の概要					主な不備事項等の概要	
				処分等件数			始末書			
				施設数	件数	処分	告発			
医薬品	薬局	56	33						・無承認医薬品の広告 (個人販売、商品名：サマハシ=1件)	
	製造業	専業								
		薬局	7	4						
	製造	専業							・無承認医薬品の販売・広告=1件	
	販売業	薬局	7	4						
	一般販売業	1							・毒物及び劇物取締法第15条第2項に規定	
	卸売販売業	9	7						・されている帳簿の不備=1件	
	店舗販売業	16	9							
	薬種商販売業	10	1							
	特例販売業	5								
	配置販売業	2	2							
	配置従事者									
医薬部外品	業務上取扱施設		37	2	2					
	製造業									
	製造販売業									
	販売業		2							
化粧品	業務上取扱施設									
	製造業									
	製造販売業									
	販売業		5							
医療機器	業務上取扱施設									
	製造業									
	製造販売業									
	高度医療機器販売等	33	21							
	管理医療機器販売等	211	17							
毒物	修理業	1								
	業務上取扱施設		10							
	製造業									
	一般販売業	70	28							
	農業用品販売業	24	21	1	1					
劇物	特定品目販売業									
	業務上取扱者		7							
合計		452	208	3	3					

## 3.2 感染症等に関する業務の状況

## (1) 結核予防の状況

## ア 結核登録者の状況

(単位:人) (平成23年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H18年度	30	4	2	36	26	6	4	3	4	43	57
H19年度	16	0	1	17	19	4	12	4	0	39	35
H20年度	17 (2)	1 (0)	0 (0)	18 (2)	15 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (0)	33 (2)
H21年度	14 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (2)	12 (0)	5 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	21 (2)	26 (2)
H22年度	21 (1)	1 (0)	0 (0)	22 (1)	6 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	10 (0)	38 (3)

注 ( ) 内には、LTBI (「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者) を再掲。

## イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位:人) (平成23年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツバメリン反応	胸部エックス線撮影者数	赤沈検査者数	かくたん検査者数		被発見者数		
						とまつ	培養	タブティフェロン検査者数	結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健診	保健所	21						21		2
	委託	59	1	58		1	1			
	その他	12		12						
	計	92	1	70		1	1	21		2
・対象人数: 93人					・受診率: 98.9%					
結核登録者精密検査	保健所									
	委託	37		37		2	2		1	
	その他	6		6						
	計	43		43		2	2		1	
・対象人数: 43人					・受診率: 100%					
計	保健所	21						21		2
	委託	96	1	95		3	3		1	
	その他	18		18						
	計	135	1	113		3	3	21	1	2
・対象人数: 136人					・受診率: 99.3%					

## (2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く)

(単位:件、人) (平成23年3月31日現在)

区分		発生状況			疫学調査件数				集団発生件数	備考
		件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数		
四類	レジオネラ症	1	1	0	1	1	1	1	(一)	
五類	麻疹	1	1	0	1	1	1	0	(一)	
	計	2	2	0	2	2	2	1	(一)	

## (3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (平成23年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
相談	電話	3	1	4	0	0	0	0	0	3	1	4
	来所	0	0	0	3	0	3	3	0	3	0	6
(迅速検査再掲)	(30)	(20)	(50)									
検査	38	32	70	16	22	38	16	22	38	70	76	146

## 3.3 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成23年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別 手当	特別手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当
H18年度	78	1	1	69	4	2
H19年度	76	1	1	67	3	2
H20年度	71	1	1	65	3	1
H21年度	69	1	1	62	3	1
H22年度	63	1	1	56	3	0

## 3.4 難病患者の状況

(単位：人) (平成23年3月31日現在)

区分	特定疾患 認定者数	鳥取県特定疾患 訪問看護治療 研究事業対象 患者数(※1)	小児慢性 特定疾患 認定者数	難病患者 医療相談者数 (※2)
H18年度	605	1	69	49
H19年度	630	2	63	25
H20年度	623	2	61	26
H21年度	648	2	60	23
H22年度	691	2	67	34

注(1) (※1) 鳥取県特定疾患（在宅人工呼吸器使用患者）訪問看護治療研究事業の対象患者を再掲。

(2) (※2) 相談会等への参加者数。

## 3.5 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位:回数、人)

(平成23年3月31日 現在)

区分	定期相談			巡回相談		
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数
整形外科	24	23	136	0	10	10
耳鼻科	12	12	35	0	0	0
眼科	3	1	1	0	0	0
内科	0	0	0	0	0	0
H18年度	39	36	185	0	2	2
H19年度	39	35	153	0	2	2
H20年度	39	35	151	0	0	10
H21年度	39	34	133	0	4	5
H22年度	39	36	172	0	10	10

## 3.6 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

## (1) 内容別相談状況

(単位:件) (平成23年3月31日 現在)

区分	更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計
来所	139	172	0	0	0	2	4	317
巡回	0	10	0	0	0	0	0	10
電話	0	0	0	0	0	3	5	8
合計	139	182	0	0	0	5	9	335

## (2) 判定状況

(単位:件) (平成23年3月31日 現在)

区分	医学的判定				心 理 判 定	職 能 判 定	その他の判定	計
	更生医療	補装具	身体障害者手帳	その他				
来所	139	172	0	0	0	0	0	311
巡回	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	139	172	0	0	0	0	0	311

3.7 知的障害者更生相談所に係る障がい程度別の相談状況

(単位:件) (平成23年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達 障がい	その他	合計
H18年度	60	33	27	31	0	6	157
H19年度	62	29	21	16	0	7	135
H20年度	62	26	37	8	0	3	136
H21年度	44	35	12	18	0	2	111
H22年度	60	22	16	10	0	58	166

3.8 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(1) 内容別相談状況

(単位:施設、件) (平成23年3月31日現在)

区分	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計
来所	0	0	0	0	0	0	85	15	100
巡回	0	0	0	0	1	0	10	0	11
電話	5	0	0	0	50	0	0	0	55
合計	5	0	0	0	51	0	95	15	166

(2) 判定状況

(単位:件) (平成23年3月31日現在)

区分	医学的 判 定	心理学的 判 定	職能的 判 定	その他の 判定	計
来所	15	85	0	15	115
巡回	0	10	0	0	10
合計	15	95	0	15	125

### 3.9 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

とくになし。

(2) 監査委員事務局に対する要望等

とくになし。